

平成29年3月16日

府民文化常任委員会
委員長 徳永 慎市 様

府民文化常任委員 山下 浩昭
内海 久子

平成28年9月定例会議員提出第2号議案 大阪府
情報公開条例一部改正の件に対する修正案

上記の修正案を別紙のとおり大阪府議会会議規則第67条の規定
により提出します。

(別紙)

平成二十八年九月定例会議員提出第二号議案 大阪府情報公開条例
一部改正の件に対する修正案

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。
本則の表を次のように修正する。

改正後	改正前
<p>第三十四条 (略)</p> <p>(特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表) 第三十四条の二 実施機関は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第三項に規定する者であつて、大阪にふさわしい大都市制度の在り方、府及び大阪市が共同して取り組む施策その他知事が定める施策(以下この項において「特別施策」という。)に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表(当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。)に努めなければならない。</p>	<p>第三十四条 (略)</p>

附則を次のように修正する。

この条例は、公布の日から施行する。

提 出 理 由

実施機関が、特別顧問及び特別参与が従事する職務の遂行に係る情報の公表に努めることにより、特別顧問等の適切な活動の確保と、府民参加による府政の推進との両立を図るため、大阪府情報公開条例一部改正の件を修正しようとするものである。